第 1 章　　総　　説

第１　長崎市の概要

１　地形及び特性

長崎市は、九州の西端部長崎県本土の南部に位置し、長崎半島から西彼半島の一部を占める広範な地域である。

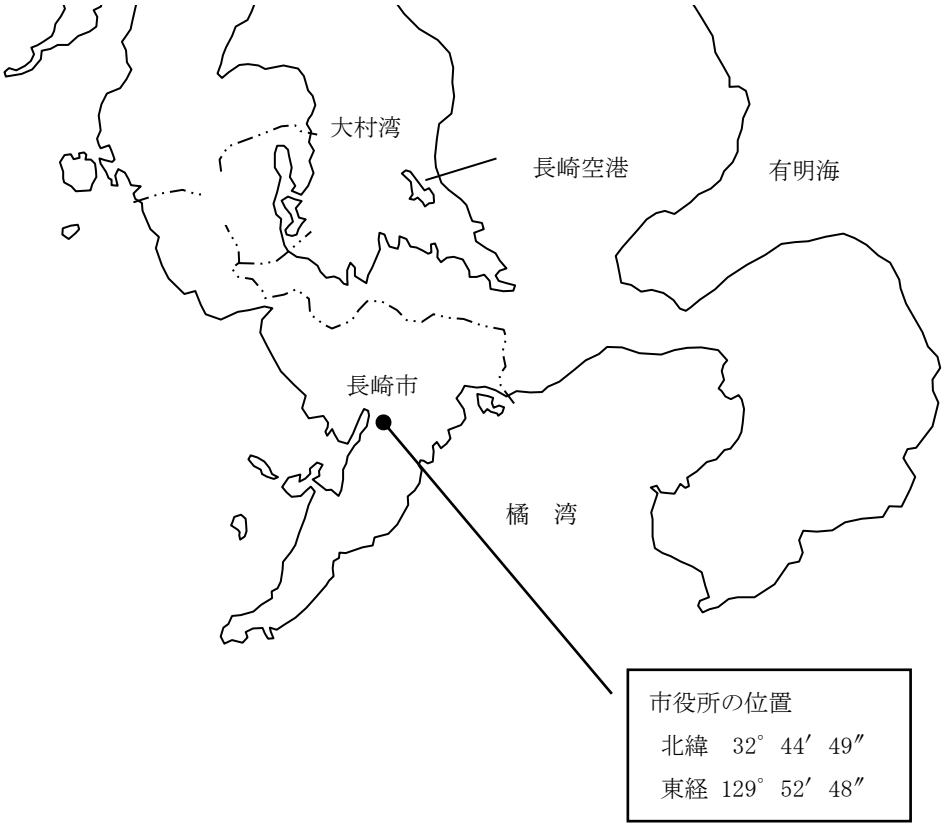
地形的には、周囲を山々に囲まれた丘陵地帯で、また、リアス式の長く複雑な海岸線と相まって、独特な景観を作り出している。

気候は、西海型気候区に属して、温暖多雨な気候となっており、沿岸部では対馬海流（暖流）の影響で冬は暖かく、夏は比較的涼しいといった海洋性の気候に恵まれている。

長崎市は、江戸時代には海外に開かれた唯一の窓口として、近代以降は海運国日本を支える造船業を主として栄え、国際社会の中で重要な役割を果たしてきた。

昭和 20 年８月９日に投下された原子爆弾による惨禍を被った後は、核兵器廃絶と恒久平和を訴える国際平和文化都市としての役割を果たしている。

長崎市の産業形態は、造船、機械工業、水産、観光を基幹産業とする商工業都市である。



2　所在地及び市民健康部・地方独立行政法人長崎市立病院機構関係施設



位置図	施設名	所在地	電話（095）
①	市役所	魚の町４番１号	（代）822-8888
②	市民健康部	魚の町４番１号	（代）822-8888
③	長崎市保健所	魚の町４番１号	（代）822-8888
④	保健環境試験所	茂里町２番 34 号	（代）846-3163
⑤	動物愛護管理センター	茂里町２番 34 号	844-2961
⑥	長崎みなとメディカルセンター	新地町６番 39 号	（代）822-3251
⑦	長崎市夜間急患センター	栄町２番 22 号	820-8699

3　面積・世帯数・人口の推移

年次	面積（k㎡）	世帯数	人口	人口密度（k㎡当り）	1世帯当人口	備考
２５年	90.60	57,081	247,248	2,729	4.33	明治22年　市制施行 明治31年　下長崎村の全部、戸町村、淵村、浦上山里村及び上長崎村の一部編入 大正９年　上長崎村、浦上山里村編入 昭和13年　小榊村、土井首村、小ヶ倉村、西浦上村編入 昭和25年　福田村大浦郷字網場の脇編入 昭和30年　福田村、深堀村、日見村編入 昭和37年　茂木町、式見村編入 昭和38年　東長崎町編入 昭和48年　三重村、時津町元村郷及び野田郷の一部編入 平成17年１月４日 香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、三和町、外海町編入 平成18年１月４日 琴海町編入
３０年	121.32	65,748	305,909	2,522	4.65	
３５年	121.32	82,232	345,409	2,847	4.20	
４０年	207.09	103,867	407,686	1,969	3.93	
４５年	207.61	117,706	422,533	2,035	3.59	
５０年	239.65	135,117	450,348	1,879	3.33	
５５年	240.43	143,986	447,897	1,863	3.11	
６０年	241.76	149,453	449,382	1,859	3.01	
平成２年	240.80	157,136	445,023	1,848	2.83	
７年	241.18	165,247	438,439	1,818	2.65	
１２年	241.20	166,645	423,166	1,754	2.54	
１３年	241.21	167,746	421,366	1,747	2.51	
１４年	241.21	168,940	420,080	1,742	2.49	
１５年	241.32	170,073	418,654	1,735	2.46	
１６年	338.72	182,519	447,103	1,320	2.45	
１７年	406.35	187,358	455,556	1,121	2.43	
１８年	406.36	185,058	451,652	1,111	2.44	
１９年	406.37	186,110	448,792	1,104	2.41	
２０年	406.40	187,142	446,007	1,097	2.38	
２１年	406.40	188,864	444,160	1,093	2.35	
２２年	406.43	187,917	443,504	1,091	2.36	
２３年	406.46	188,955	441,142	1,085	2.33	
２４年	406.46	189,680	438,503	1,079	2.31	
２５年	406.47	190,841	435,939	1,072	2.28	
２６年	405.81	191,715	433,197	1,067	2.26	
２７年	405.86	189,944	429,565	1,058	2.26	
２８年	405.86	190,212	426,128	1,050	2.24	
２９年	405.86	188,328	420,671	1,036	2.23	
３０年	405.86	187,459	415,839	1,025	2.22	
令和元年	405.86	186,504	410,445	1,011	2.20	
２年	405.86	185,914	405,545	999	2.18	
３年	405.86	186,328	402,960	993	2.16	
４年	405.86	186,315	398,039	981	2.14	
５年	405.86	186,264	392,685	968	2.11	
６年	405.86	186,167	387,395	955	2.08	
７年	405.69	185,813	382,397	943	2.06	

注：面積は各年10月1日現在、世帯数及び人口は各年12月末現在推計人口であるが、平成7年以降は、1月1日現在。
（平成16年は平成17年1月4日、平成17年は平成18年1月4日現在）

4　地区別世帯数・人口等

	長　崎　市
世　帯　数	２０５，２５７ 世帯
人　口	３８５，５５３　人
面　積	４０５．６９　k㎡
人口密度（１k㎡）	９５０．３６　人
１世帯当り人口	１．８８　人

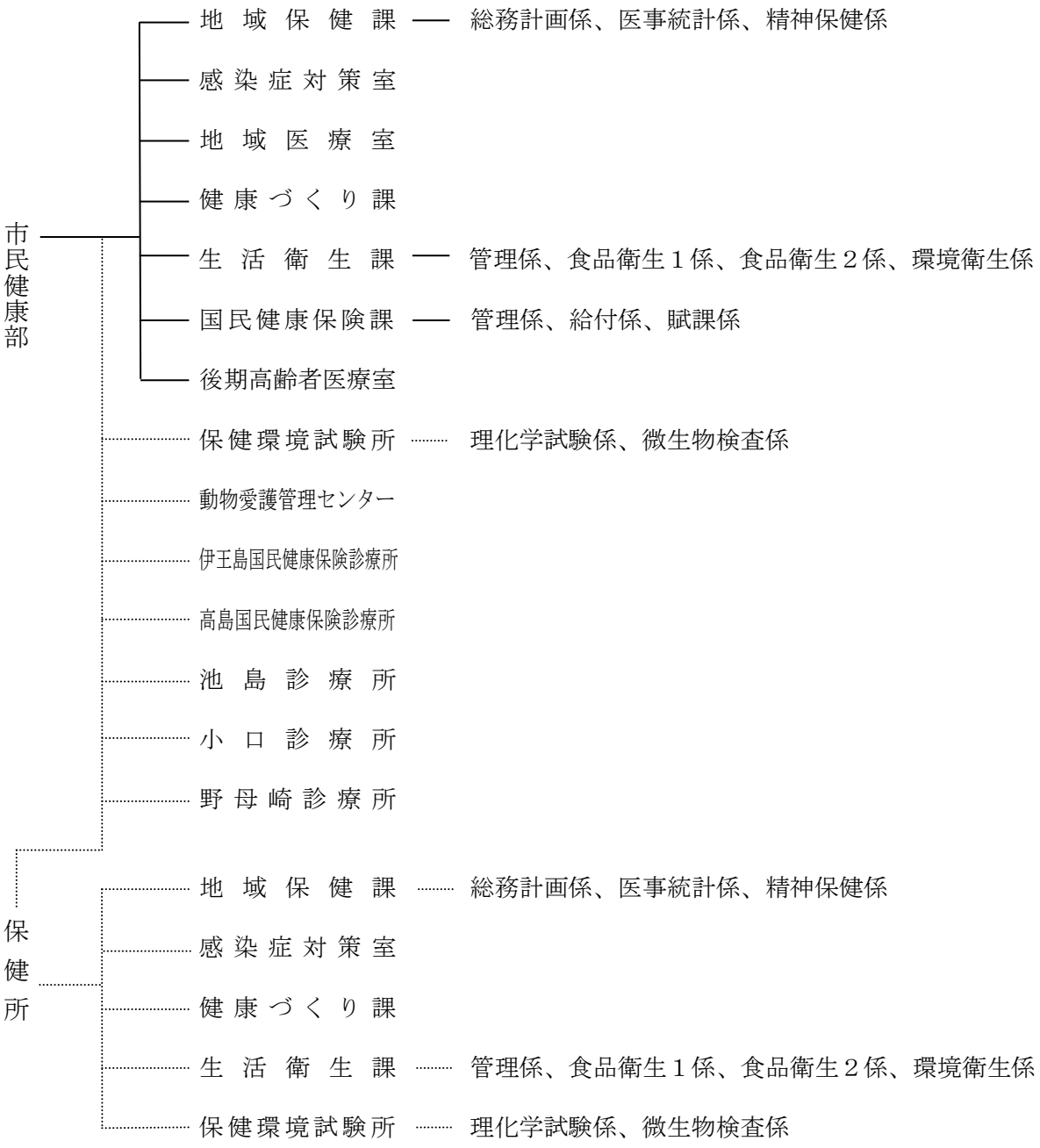
注：面積は令和７年 10 月１日現在、人口・世帯数は令和７年 12 月末日現在の住民基本台帳登録による。
　　なお、外国人も含む。

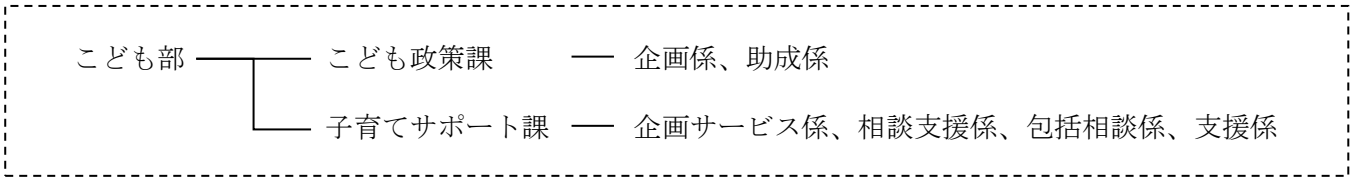
地区別		世帯数	人口		
			総数	男	女
中央総合事務所	中央地域	91,461	162,203	73,840	88,363
	小ヶ倉地域	3,825	7,973	3,703	4,270
	小榊地域	2,753	6,850	3,325	3,525
	西浦上地域	27,612	49,282	22,833	26,449
	滑石地域	14,229	27,738	12,568	15,170
	福田地域	4,217	8,385	3,930	4,455
	茂木地域	4,738	8,939	4,115	4,824
	式見地域	1,276	2,311	1,075	1,236
東総合事務所	日見地域	3,766	6,428	3,104	3,324
	東長崎地域	16,460	36,600	17,428	19,172
南総合事務所	土井首地域	6,542	12,998	6,143	6,855
	深堀地域	2,777	4,998	2,414	2,584
	香焼地域	1,589	2,851	1,339	1,512
	伊王島地域	386	561	242	319
	高島地域	165	225	107	118
	野母崎地域	2,495	4,179	1,922	2,257
	三和地域	4,753	8,976	4,197	4,779
北総合事務所	三重地域	8,637	19,571	9,489	10,082
	外海地域	1,768	2,860	1,255	1,605
	琴海地域	5,808	11,625	5,575	6,050
総数		205,257	385,553	178,604	206,949

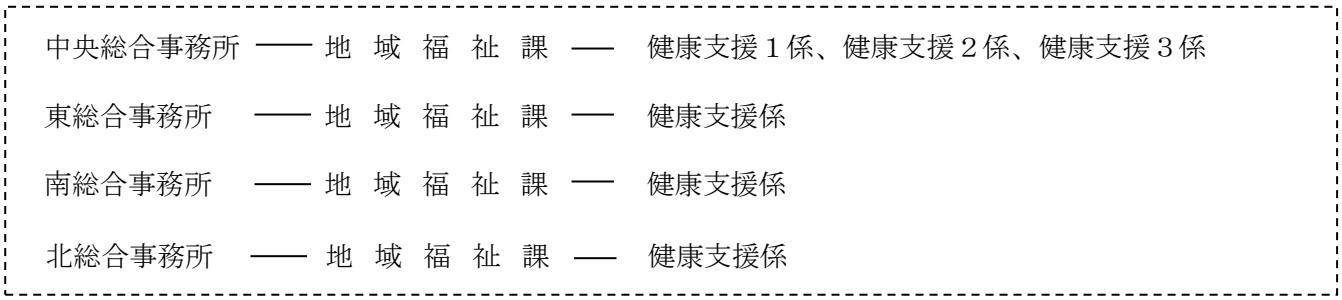
第２　市民健康部の概要

（令和８年４月１日現在）

１　機　構　図







2　事務分掌（地域医療室、国民健康保険課及び後期高齢者医療室を除く。）

（市民健康部）

（令和８年４月１日現在）

課　　名	分　　掌　　事　　務
地域保健課	(1) 部の統括に関すること。 (2) 部の所管(国民健康保険課及び後期高齢者医療室を除く。)に係る国庫支出金等に関すること。 (3) 感染症対策室、地域医療室、健康づくり課、生活衛生課、保健環境試験所、動物愛護管理センター、伊王島国民健康保険診療所、高島国民健康保険診療所、池島診療所及び小口診療所に係る予算の経理に関すること。 (4) 厚生統計調査（社会福祉に係るものを除く。）に関すること。 (5) 死体解剖保存法（昭和 24 年法律第 204 号）の規定による死体の保存に関すること。 (6) 地域保健施策に関すること(感染症対策室の所管に係るものを除く。)。 (7) 保健師の統括に関すること。 (8) 精神保健に関すること（保健所の所管に係るものを除く。)。 (9) 保健衛生関係団体及び医療関係団体との連絡調整に関すること(感染症対策室の所管に係るものを除く。)。 (10) 伊王島国民健康保険診療所、高島国民健康保険診療所、池島診療所、小口診療所及び野母崎診療所との連絡調整に関すること。 (11) 医療安全相談に関すること。 (12) 部内事務の連絡調整に関すること。
感染症対策室	(1) 地域保健施策に関すること(地域保健課の所管に係るものを除く。)。 (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)に規定する感染症に関すること(保健所の所管に係るものを除く。)。 (3) 保健衛生関係団体及び医療機関団体との連絡調整に関すること(地域保健課の所管に係るものを除く。)。
健康づくり課	(1) 地域保健対策の計画策定及び推進に関すること。 (2) 健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の企画及び推進に関すること。 (3) 食育推進会議、献血推進協議会、歯科口腔保健推進審議会、健康長崎市民２１市民推進会議及びストップＣＫＤネットワーク会議に関すること。 (4) 栄養の改善の企画に関すること(保健所の所管に係るものを除く。)。 (5) 難病に関すること（障害福祉課及び保健所の所管に係るものを除く。)。 (6) 歯科保健に関すること(子育てサポート課及び保健所の所管に係るものを除く。)。 (7) 口腔保健支援センターに関すること。
生活衛生課	(1) 食品衛生に関すること（保健所の所管に係るものを除く。）。 (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく許可等に関すること。 (3) 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）に基づく登録等に関すること。 (4) 食品衛生関係団体の指導育成に関すること。 (5) 生活衛生に関すること。 (6) 墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等に関すること。 (7) 改葬の許可に関すること。 (8) 生活衛生関係の営業団体等との連絡調整及び育成に関すること。 (9) と畜場の設置の許可等に関すること。 (10) と畜検査に関すること。 (11) 食鳥処理の事業の許可等に関すること。 (12) 食鳥検査に関すること。

保健環境試験所	(1) 理化学試験に関すること（保健所の所管に係るものを除く。）。 (2) 微生物検査に関すること（保健所の所管に係るものを除く。）。 (3) 環境の汚染に関する監視、測定（環境政策課の所管に係るものを除く。）に関すること。 (4) 環境の保全のための規制、指導（環境政策課の所管に係るものを除く。）に関すること。
動物愛護管理センター	(1) 動物の愛護及び管理に関すること。 (2) 犬の登録及び取締りに関すること。 (3) 狂犬病の予防に関すること。
伊王島国民健康保険診療所 高島国民健康保険診療所 池島診療所 小口診療所 野母崎診療所	(1) 外来診療及び看護に関すること。 (2) 製剤及び調剤に関すること。 (3) 麻薬の管理に関すること。 (4) 医薬品の管理に関すること。 (5) 使用料及び手数料の請求並びに収納に関すること。 (6) 現金、有価証券及び物品の出納並びに保管に関すること。 (7) 医事統計、医事報告その他医療に関する諸報告に関すること。 (8) 施設の維持管理に関すること。

（こども部）

こども政策課	(1) 部の統括に関すること。 (2) 子育て支援の総合的な計画、推進及び情報発信に関すること。 (3) 社会福祉法による社会福祉法人（福祉総務課、障害福祉課及び幼児課の所管に係るものを除く。）の設立の認可等に関すること。 (4) 児童福祉施設（幼児課の所管に係るものを除く。）の設置の認可等に関すること。 (5) 児童、母子、父子及び寡婦の福祉、養育及び教育に係る相談並びに福祉及び援護に関すること。 (6) 子ども、母子、父子及び寡婦の福祉医療費に関すること。 (7) 子ども手当、児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。 (8) 母子父子寡婦福祉資金の貸付けに関すること。 (9) 交通遺児教育手当に関すること。 (10) 母子生活支援施設に関すること。 (11) あぐりの丘に関すること。 (12) 子どもの予防接種に関すること。 (13) 小児慢性特定疾病に関すること。 (14) 障害児の自立の支援（自立支援医療費のうち育成医療に係る支給によるものに限る。）に関すること。 (15) 児童館との連絡調整及び維持管理に関すること。 (16) 社会福祉審議会児童福祉専門分科会、小児慢性特定疾病審査会、予防接種健康被害調査委員会及び子育て支援センター運営団体選定審査会に関すること。 (17) 部内事務の連絡調整に関すること。

子育てサポート課	(1) 母子保健事業の企画及び推進に関すること。 (2) 母子健康手帳に関すること。 (3) 母子に係る歯科保健に関すること。 (4) 妊産婦、子ども及び子育て家庭の相談及び支援に関すること。 (5) いじめ、児童虐待、体罰等の防止及び対応等に関すること。 (6) 助産施設との連絡調整に関すること。 (7) 助産施設における助産の実施に関すること。 (8) 子どもを守る専門委員会に関すること。 (9) 児童等の関係機関及び福祉団体との連絡調整に関すること。

（中央総合事務所、東総合事務所、南総合事務所、北総合事務所）

地域福祉課	(1) 母子、成人、高齢者及び障害者の福祉及び保健に関する相談及び支援 (2) 健康増進事業の実施 (3) 母子保健事業の実施 (4) 地域の福祉及び保健に関するネットワークづくり

（保健所）

（令和８年４月１日現在）

課名	分掌事務
地域保健課	(1) 保健所の所管に係る予算の経理に関すること。 (2) 地域保健対策の企画調整に関すること(保健所感染症対策室の所管に係るものを除く。)。 (3) 地域保健に関する情報の収集、活用に関すること(保健所感染症対策室の所管に係るものを除く。)。 (4) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること（保健所感染症対策室及び保健所健康づくり課の所管に係るものを除く。)。 (5) 歯科保健に関すること（健康づくり課、子育てサポート課及び保健所健康づくり課の所管に係るものを除く。)。 (6) 精神保健に関すること（保健所の所管に係るものに限る。)。 (7) 保健師の業務に関すること（保健所感染症対策室及び保健所健康づくり課の所管に係るものを除く。)。 (8) 診療所等の開設、変更及び使用許可等に関すること。 (9) 衛生検査所、施術所及び歯科技工所の開設等に関すること。 (10) 病院の開設、変更及び使用許可等に関すること。 (11) 診療所の病床設置及び変更許可に関すること。 (12) 病院、診療所その他の医療施設等の立入検査に関すること。 (13) 医師、歯科医師その他の医療従事者の免許に係る申請書の進達及び免許証の交付に関すること。 (14) 受胎調節実施指導員の指定に係る申請書の進達及び指定証の交付に関すること。 (15) 死体解剖保存法の規定による死体の解剖に関すること。 (16) 医師、歯科医師、薬剤師、歯科技工士、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従業者届の進達に関すること。 (17) 保健所運営協議会に関すること。 (18) 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。 (19) 所内事務の連絡調整に関すること。

感染症対策室	(1) 地域保健対策の企画調整に関すること(保健所地域保健課の所管に係るものを除く。)。 (2) 地域保健に関する情報の収集、活用に関すること(保健所地域保健課の所管に係るものを除く。)。 (3) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること(保健所地域保健課及び保健所健康づくり課の所管に係るものを除く。)。 (4) 保健師の業務に関すること(保健所地域保健課及び保健所健康づくり課の所管に係るものを除く。)。 (5) 結核、細菌性赤痢等の感染症その他の疾病の予防に関すること。 (6) 感染症診査協議会に関すること。
健康づくり課	(1) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること(保健所地域保健課及び保健所感染症対策室の所管に係るものを除く。)。 (2) 栄養の改善及び指導に関すること(保健所の所管に係るものに限る。)。 (3) 歯科保健に関すること(市民健康部健康づくり課、子育てサポート課及び保健所地域保健課の所管に係るものを除く。)。 (4) 難病に関すること（障害福祉課及び市民健康部健康づくり課の所管に係るものを除く。)。 (5) 医療社会事業に関すること。 (6) 保健師の業務に関すること(保健所地域保健課及び保健所感染症対策室の所管に係るものを除く。)。 (7) 医師等の臨床研修に関すること。 (8) 医療品及び衛生資材の管理に関すること(保健所の所管に係るものに限る。)。
生活衛生課	(1) 食品衛生に関すること（保健所の所管に係るものに限る。)。 (2) 飲食店営業等を行う者に係る許可に関すること。 (3) 旅館業、興行場、公衆浴場、理容業、美容業、クリーニング業等の衛生に関すること。 (4) 住宅、水道、井戸、遊泳場等の衛生に関すること。 (5) 特定建築物の衛生に関すること。 (6) 温泉の利用許可及び衛生に関すること。 (7) 家庭用品の衛生に関すること。 (8) 墓地、納骨堂及び火葬場の維持管理及び衛生に関すること。
保健環境試験所	(1) 理化学試験に関すること（保健所の所管に係るものに限る。)。 (2) 微生物検査に関すること（保健所の所管に係るものに限る。)。

3　職員配置表（保健部門）

（令和８年４月１日現在）

所属		職種	総数	医師	歯科医師	獣医師	薬剤師	診療放射線技師	臨床検査技師	保健師	看護師	准看護師	精神保健福祉士	理学療法士	歯科衛生士	管理栄養士	その他の技術職員	一般事務員
市民健康部（保健部門）	総数		135 (31)	7 (1)	1	4	7	1	3	18 (2)	12 (6)	4 (4)	1	3	3	5 (3)	21 (1)	45 (14)
	市民健康部長		1															1
	保健所長		1	1														
	保健所副所長		1	1														
	地域保健課	課長	1															1
		主幹	1							1								
		総務計画係	7 (1)							1 (1)								6
		医事統計係	7 (3)								1 (1)							6 (2)
		精神保健係	7 (1)							6 (1)			1					
	感染症対策室	室長	1															1
			12 (2)							6		1 (1)						5 (1)
	健康づくり課	課長	1															1
		次長	1		1													
			18 (4)							4				1	3	4 (2)		6 (2)
	生活衛生課	課長	1														1	
		管理係	5 (1)				2											3 (1)
		食品衛生１係	7 (2)				1									1 (1)	5	
		食品衛生２係	6				3										3	
		環境衛生係	8 (1)			1											6	1 (1)
	保健環境試験所	所長	1														1	
		理化学試験係	5 (1)														5 (1)	
		微生物検査係	4			1	1		2									
	動物愛護管理センター	所長	1															1
			9 (4)			2												7 (4)
	伊王島国民健康保険診療所		5 (4)	1							3 (3)							1 (1)
	高島国民健康保険診療所		5 (1)	1							3							1 (1)
	池島診療所		4 (3)	1 (1)							2 (1)							1 (1)
	野母崎診療所		15 (4)	2				1	1		3 (1)	3 (3)		2				3

各診療所の地域センターの兼務職員は含まない。

（ ）内は再任用職員及び会計年度任用職員を内書き。

【参考】職員配置表（保健部門以外）

所属			職種 総数	医師	歯科医師	獣医師	薬剤師	診療放射線技師	臨床検査技師	保健師	看護師	准看護師	精神保健福祉士	理学療法士	歯科衛生士	管理栄養士	その他の技術職員	一般事務員
市民健康部（保健部門以外）	総数		83 (26)							9 (6)						4 (4)		70 (16)
	理事(地域医療担当)		1															1
	地域医療室	課長	1															1
			3															3
		（病院機構派遣）課長	2															2
		（病院機構派遣）	3															3
	国民健康保険課	課長	1															1
		課長補佐	1															1
		管理係	18 (9)							7 (5)						2 (2)		9 (2)
		給付係	20 (8)															20 (8)
		賦課係	14 (3)															14 (3)
	後期高齢者医療室	室長	1															1
			14 (6)							2 (1)						2 (2)		10 (3)
		（長崎県後期高齢者医療広域連合派遣）事務局長（部長級）	1															1
		（長崎県後期高齢者医療広域連合派遣）	3															3

各診療所の地域センターの兼務職員は含まない。

（ ）内は再任用職員及び会計年度任用職員を内書き。

4　歳出決算・予算

令和７年度市民健康部（保健関係分）・こども部（保健関係分）・各総合事務所（保健関係分）
一般会計歳出決算見込み

（単位：円）

科目		予算現額	支出済額	備考
保健衛生費		5,127,460,000	4,591,157,788	
	保健衛生総務費	1,353,874,000	1,304,965,998	
	保健所費	11,201,000	9,445,256	
	母子保健対策費	565,322,000	541,801,302	
	予防費	1,863,037,000	1,495,687,267	
	健康増進費	488,347,000	483,226,739	
	結核対策費	17,439,000	12,388,539	
	保健環境検査費	88,348,000	71,065,206	
	環境衛生費	148,499,000	117,313,626	
	診療所費	591,393,000	555,263,855	

令和８年度市民健康部（保健関係分）・こども部（保健関係分）・各総合事務所（保健関係分）
一般会計歳出予算

（単位：千円）

科目		当初予算額	財源内訳		備考
			特定財源	一般財源	
保健衛生費		4,840,466	541,897	4,298,569	
	保健衛生総務費	1,288,019	75,111	1,212,908	
	保健所費	22,435	12,838	9,597	
	母子保健対策費	573,407	138,164	435,243	
	予防費	1,692,203	56,349	1,635,854	
	健康増進費	482,713	21,894	460,819	
	結核対策費	15,669	7,128	8,541	
	保健環境検査費	44,045	14,731	29,314	
	環境衛生費	124,211	76,409	47,802	
	診療所費	597,764	139,273	458,491	

5　各種協議会

（1）　長崎市保健所運営協議会委員名簿

（令和８年４月１日現在）

区　　分	氏　　名	職　　名
学識経験のある者	中道　聖子	長崎大学保健センター教授
	濵田　由香里	長崎県立大学看護栄養学部看護学科准教授
医療・保健関係団体を代表する者	真崎　宏則	長崎市医師会副会長
	上田　展也	長崎市薬剤師会会長
	澤井　詩織	長崎県看護協会県南支部会員
	泉川　公一	長崎大学病院感染制御教育センター長
	田中　紀久美	日本赤十字社長崎県支部事務局長
	吉田　眞一	長崎市歯科医師会会長
	松永　知恵	長崎県栄養士会長崎支部会員
	木下　喜行	長崎市食品衛生協会会長
教育関係団体を代表する者	福田　浩久	長崎市小学校校長会
	宮崎　国広	長崎市中学校校長会
	小岩　靖彦	長崎市ＰＴＡ連合会副会長
市民活動団体を代表する者	宍戸　直嗣	長崎市保健環境自治連合会常任理事
	杉本　安彦	長崎市民生委員児童委員協議会副会長
	田中　洋一	長崎市老人クラブ連合会会長
	益子　美沙子	ながさき子育てネット副代表
	鶴田　雅子	ながさき女性・団体ネットワーク会員
市　　民	－	

（任期２年　令和７年３月１７日～令和９年３月１６日）

（２）　長崎市地域保健医療対策協議会委員名簿

（令和８年４月１日現在）

機関等	氏名	職名	備考
市医師会	松元　定次	（一社）長崎市医師会会長	会長
	中谷　晃	（一社）長崎市医師会副会長	
	真崎　宏則	（一社）長崎市医師会副会長	
	奥平　定之	（一社）長崎市医師会理事	
市歯科医師会	吉田　眞一	（一社）長崎市歯科医師会会長	副会長
市薬剤師会	上田　展也	（一社）長崎市薬剤師会会長	
看護協会	糟谷　操子	（公社）長崎県看護協会県南支部支部長	
国・公立病院	宮﨑　泰司	日本赤十字社長崎原爆病院院長	
	門田　淳一	（地独）長崎市立病院機構理事長	
社会福祉施設	石司　有理子	長崎市老人福祉施設協議会副会長	
消防本部又は消防署	狩野　徳智	長崎市消防局長	
警察署	山田　恭市	長崎警察署長	
福祉事務所	星原　真樹	長崎市福祉事務所長	
その他学識経験者	泉野　浩生	長崎大学病院医療教育開発センター 長崎外来医療教育室室長兼特定教授	
	有馬　和彦	長崎大学大学院医歯薬学総合研究科准教授	
	井上　健一郎	社会（医）春回会理事長	
保健所	本村　克明	長崎市保健所長	

（任期　令和６年９月１日～令和９年８月 31 日）

（３）　その他

○長崎市感染症診査協議会

○長崎市歯科口腔保健推進審議会

○長崎市小児慢性特定疾病審査会

○長崎市献血推進協議会

○健康長崎市民 21 市民推進会議